

改正後	改正前
金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る有効な呼吸用保護具の選択方法等 第一条 削除	金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等 (溶接ヒュームの濃度の測定) 第一条 特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。)第三十八条の二十一第二項の規定による溶接ヒュームの濃度の測定は、次に定めるところによらなければならない。 一 試料空氣の採取は、特化則第二十七条第二項に規定する金属アーク溶接等作業(次号及び第三号において「金属アーク溶接等作業」という。)に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器を用いる方法により行うこと。この場合において、当該試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸する空氣中の溶接ヒュームの濃度を測定するために最も適切な部位に装着しなければならない。 二 前号の規定による試料採取機器の装着は、金属アーク溶接等作業のうち労働者にばく露される溶接ヒュームの量がほぼ均一であると見込まれる作業(以下この号において「均等ばく露作業」という。)ごとに、それぞれ、適切な数(二以上に限る。)の労働者に対して行うこと。ただし、均等ばく露作業に従事する一の労働者に対して、必要最小限の間隔をおいた二以上の作業日において試料採取機器を装着する方法により試料空氣の採取が行われたときは、この限りでない。 三 試料空氣の採取の時間は、当該採取を行う作業日ごとに、労働者が金属アーク溶接等作業に従事する全時間とすること。 四 溶接ヒュームの濃度の測定は、次に掲げる方法によること。 イ 作業環境測定基準(昭和五十一年労働省告示第四十六号)

(傍線部分は改正部分)

3 (略) C P F_r (略) 特化則第三十八条の二十一第二項の測定における溶接ヒューム中のマンガンの濃度の測定値のうち最大のもの (単位ミリグラム毎立方メートル) この式において、P、F_r及びCは、それぞれ次の値を表すものとする。 $P F_r = \frac{C}{0.05}$	(呼吸用保護具の使用) 第二条 特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。)第三十八条の二十一第七項に規定する呼吸用保護具は、当該呼吸用保護具に係る要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならない。 2 前項の要求防護係数は、次の式により計算するものとする。
3 (略) C P F_r (略) 前条の測定における溶接ヒューム中のマンガンの濃度の測定値のうち最大のもの(単位ミリグラム毎立方メートル) この式において、P、F_r及びCは、それぞれ次の値を表すものとする。 $P F_r = \frac{C}{0.05}$	(呼吸用保護具の使用) 第二条 特化則第三十八条の二十一第七項に規定する呼吸用保護具は、当該呼吸用保護具に係る要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならない。 2 前項の要求防護係数は、次の式により計算するものとする。 第二条第二項の要件に該当する分粒装置を用いるる過捕集方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法 ロ 吸光光度分析方法若しくは原子吸光分析方法又はこれらと同等以上の性能を有する分析方法